

公民協働（ＰＰＰ）推進の考え方について

平成 16 年 9 月



京 都 市

1 策定の趣旨

少子長寿化の進展、地球環境問題の深刻化など本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、それに伴って市民ニーズはますます多様化、高度化してきている。

その一方で、右肩上がりの経済成長の時代が終わり、国、地方を通じた未曾有（みぞう）の財政危機を迎えていた。こうした中、持続可能な行政運営の仕組みを確立し、より少ない財政負担でより高品質で満足度の高い行政サービスを提供することが求められており、全国的に民間委託をはじめとした民間活力の導入が積極的に推進されてきている。

とりわけ、近年、PFI¹や公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度など多様な行政サービスの提供方法を活用して公民が協働するというPPP²という考え方方が生まれてきており、例えば、国の規制改革・民間開放推進会議の「中間とりまとめ」において、包括的な公共サービスの民営化や民間譲渡等、官から民への事業化を加速化するための横断的な手法である「市場化テスト（官民競争入札制度）」³の早急な導入が提案されるなど、これまで以上に民間活力の導入の推進が求められてきている状況にある。

本市においては、「補完性の原理」に基づく「サービス提供方法の見直し」として、民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきており、平成16年7月には「京都市市政改革実行プラン」を策定し、「民間活力の導入」についてこれまで以上に重点的に取り組むこととしている。

この「公民協働（PPP）推進の考え方」は、本市における公民協働（PPP）を推進していくための基本的な考え方等を示し、各局等が所管する事務事業について、最も適切な行政サービスの提供方法を選択するための検討、見直しを進める際の指針として活用するものである。

なお、この考え方については、今後の国における規制改革の動向や他都市における取組の状況、本市における取組の成果等を踏まえ、更なる充実を図っていく予定である。

¹ 【PFI】Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法。

² 【PPP】Public Private Partnership の略。従来公共で行われていたサービス分野を、民間委託、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）、独立行政法人、民営化などの方策を通じて民間に開放し、公共サービスの効率化と質の向上を図る考え方。英国では、1980年代後半からの民営化、独立行政法人化（エージェンシー化）、1990年代初頭からのPFIの導入、拡大を受け、幅広く民間の経営ノウハウを活用した公共サービスの提供方法をPPPと呼ぶに至っている。

³ 【市場化テスト】官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度。アメリカ、イギリス、オーストラリアなどで既に実施されている。

2 検討の留意点

各局等が所管する事務事業について、民間活力の導入を検討する際には、特に次の点に留意することとする。

1 市民の立場、目線からの検討

「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に提供すること（市民福祉の増進）」という市政改革の目的に照らして、単に経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保、秘密の保持、受託能力等の多角的な観点から検討を行うこと。

2 本市が直接主体となる必要のある事務事業の視点からの検討

本市が直接の実施主体となる必要がある事務事業としては、次のいずれかの要件が考えられる。

法令の規定により本市が直接実施しなければならないもの
許認可等の公権力の行使に当たるもの
政策、施策の企画立案、調整、決定など本市自らが判断する必要のあるもの

したがって、これらの要件に該当する事務事業以外のものについては、原則としてすべて民間委託等の検討対象となるものであり、積極的に検討を行うこと。

更に、現在の法令では民間に委ねることが困難なものであっても、国における制度改革によって可能となることも考えられることから、その動向に留意すること。

また、許認可等の公権力の行使に当たるものであっても、これに付随する定型的な事務等の公権力の行使に直接関係しない部分については、関係法令に抵触しない範囲で民間に委ねることができないか検討を行うこと。

3 政策自治体への質的転換を図る視点からの検討

地方分権時代においては、従来のように、国が政策を立案し、地方自治体がそれを執行するという関係ではなく、地方自治体自身が地域にとって最も必要な施策は何かという観点から、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応するために、自ら考え、実行する政策自治体へと質的転換を図ることが求められている。

このため、特に労力提供業務、施設管理運営業務、専門的技術の補助的業務及び内部管理業務のうち定型的なものについては、引き続き民間委託等を積極的に推進すること。

4 他の自治体との比較による検討

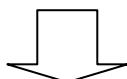
本市以外の自治体において既に民間委託等が実施されている事務事業については、本市においても民間活力を導入できる可能性が高いと考えられるため、他の自治体における民間委託等の状況を継続的に調査し、本市における実施の可能性について検討を行うこと。

3 検討の方法

各局等が所管する事務事業について、民間活力の導入を検討する際には、次の手順で検討を行う。

1 「市民と行政の役割分担評価」の実施

事務事業評価制度における「市民と行政の役割分担評価」における「実施主体の妥当性評価」によって、民間委託等の方向性を評価



2 民間活力導入の可能性の点検

「2 検討の留意点」(2, 3ページ参照)を踏まえ、具体的に検討

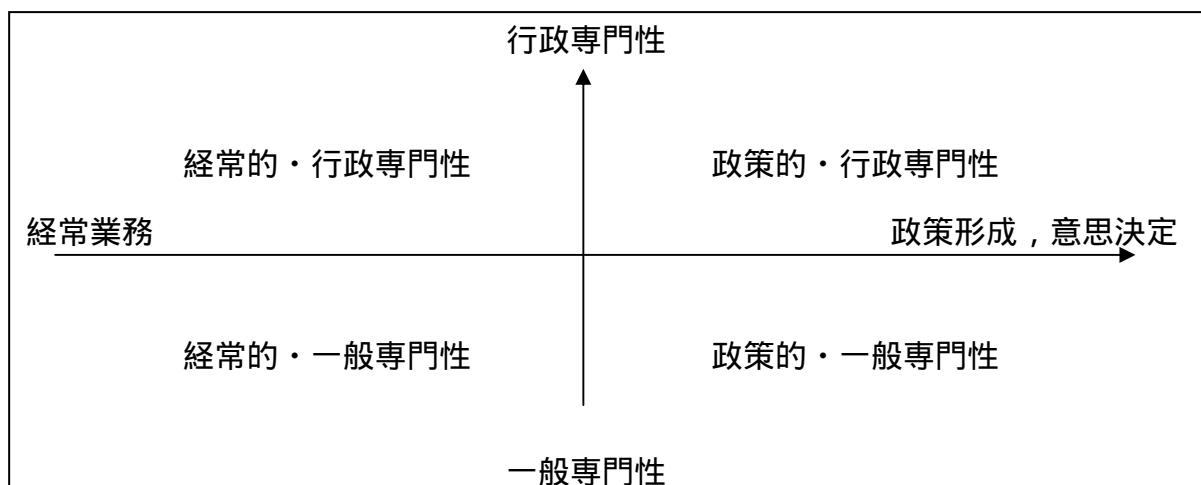


3 民間活力導入の手法の検討

民間活力の導入が可能であるとされたものについて、どのような手法が適切かを検討

1 「市民と行政の役割分担評価」の実施

事務事業評価制度における「市民と行政の役割分担評価」における「実施主体の妥当性評価」によって下図のように、「政策性」(政策立案等行政の意思決定に関わる度合いの観点)と「行政専門性」(行政執行に関わる専門知識、技能の度合いの観点)の2つの観点から民間委託等の方向性について評価を行う。



【4つの象限の考え方】

の象限（政策的重要度が高くかつ行政専門性が必要な分野）

業務遂行上、政策的に重要な意思決定等を必要とし、かつそのために行政特有の知識、経験等が必要とされる業務。

都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行するうえにおいて核となる業務分野であり、行政の内部にその知識、経験等の確保、育成を図る必要がある分野である。

（例 企画業務）

の象限（経常業務の度合いが高く、行政専門性が必要な分野）

経常的業務が色濃く、政策的要素は希薄であるが、当該業務を遂行するうえで、行政の専門性が強く要求される業務。又は行政であるが故に入手可能な情報等が必要とされる業務。

必要とされる行政専門性を部分的に補完し、その他分離可能な部分についての外部委託を検討すべき分野である。（例 医療給付事務）

の象限（経常業務の度合いが高く、一般的な知識、経験等が必要な分野）

経常的かつ一般的な知識、経験等が要求される業務。

業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の導入を検討すべき分野であり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託等を検討すべき分野である。（例 施設の管理運営）

の象限（政策的重要度が高く、一般的な知識、経験等が必要な分野）

業務遂行上政策的に重要な意思決定等を必要とするが、当該業務遂行のためには民間等における一般的な知識、経験や、民間が有する特殊技能等が必要とされる業務。

行政が直接的に行うか、民間との協働により業務遂行を図るべき業務分野であり、行政内部にその知識、経験等を確保するか、又は外部に知識、経験等を求めるかは個別に判断すべき分野である。（例 産業政策）

2 民間活力導入の可能性の点検

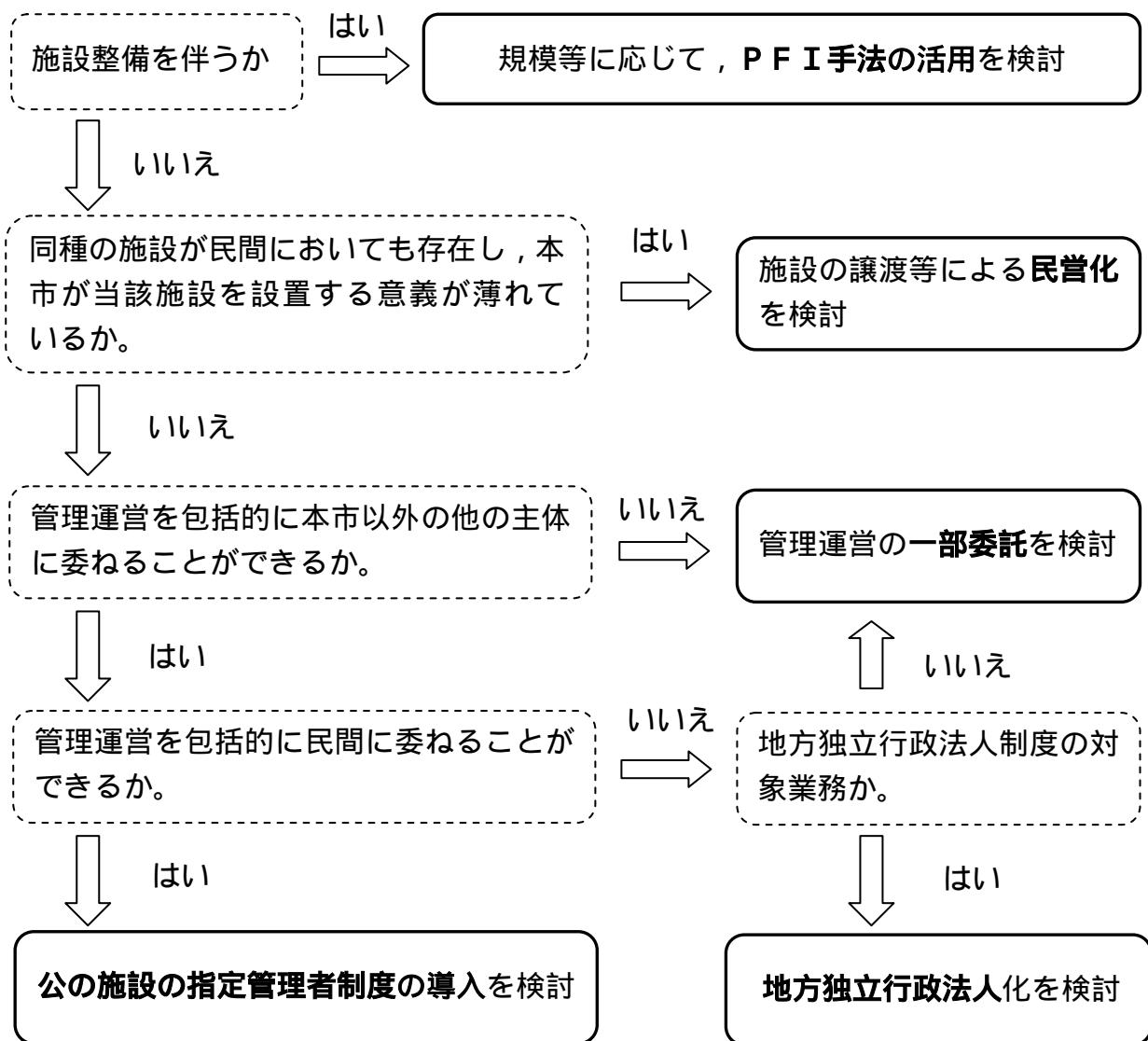
「2 検討の留意点」(2, 3ページ参照)を踏まえ、具体化に向けた検討を行う。

なお、別紙のとおり検討に当たっての点検票を作成したので、必要に応じて活用されたい。

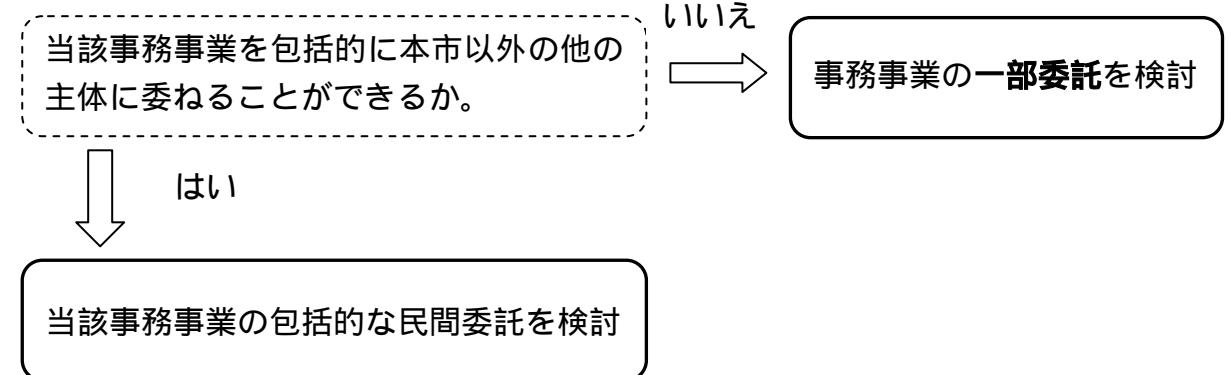
3 民間活力導入の手法の検討

「2 民間活力導入の可能性の点検」の結果、民間活力の導入が可能であるとされたものについて、以下の流れで適切な手法の検討を行う。

(1) 「公の施設の管理」の場合



(2) 「公の施設の管理」以外の場合



「民間活力導入の可能性点検票」

平成 年 月 日

1 事務事業名 _____

2 現在の状況 直営 全部委託 一部委託

3 民間活力導入の可否の点検項目

項目	はい	いいえ
当該サービスについて本市が直接の実施主体となる必要がない。		
民間活力導入により事業内容等においてサービスの向上が期待できる。		
民間活力導入により低コストとなることが期待できる		
他の自治体において当該サービスへの民間活力導入の例がある。		
民間に当該サービスの安定した供給能力がある。		
民間活力導入によっても守秘義務の担保が図れる。		
現在サービスを提供している職員の勤務条件等に大きな影響を与えない。		

* 「はい」に該当する項目が多いほど、民間活力導入の可能性が高い。

4 総合判定

当該事務事業は、民間活力の導入が可能

当該事務事業は、民間活力の導入が不可能

(理由)